

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月18日
【会社名】	株式会社田谷
【英訳名】	TAYA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田谷 和正
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
【電話番号】	03 - 5772 - 8401
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員管理部長 田谷 光正
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
【電話番号】	03 - 5772 - 8401
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員管理部長 田谷 光正
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月16日開催の当社第41期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当金は無配とする。

剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 560,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 560,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

経営体制の一層の強化・充実、ならびにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として、取締役の員数を「10名以内」から「12名以内」に変更する。（定款第19条）

取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として定款第30条（取締役の責任免除）を新設するとともに、これに伴い条数の変更を行う。

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更後定款第40条（社外監査役の責任免除）について所要の変更をする。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、田谷哲哉、田谷和正、保科匡邦、田代久士、竹知城治、上原俊晴、田谷光正、水上俊郎、新藤和久、佐藤陽子、知久信義及び三亀孝雄を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、石川英夫及び高橋順子を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	31,958	449	0	(注)1	可決(94.4%)
第2号議案	31,984	423	0	(注)2	可決(94.5%)
第3号議案				(注)3	
田谷 哲哉	31,340	1,067	0		可決(92.6%)
田谷 和正	29,462	2,945	0		可決(87.0%)
保科 匡邦	30,423	1,984	0		可決(89.9%)
田代 久士	30,432	1,975	0		可決(89.9%)
竹知 城治	30,425	1,982	0		可決(89.9%)
上原 俊晴	30,426	1,981	0		可決(89.9%)
田谷 光正	30,430	1,977	0		可決(89.9%)
水上 俊郎	31,956	451	0		可決(94.4%)
新藤 和久	31,937	470	0		可決(94.3%)
佐藤 陽子	31,936	471	0		可決(94.3%)
知久 信義	31,419	988	0		可決(92.8%)
三亀 孝雄	31,462	945	0		可決(92.9%)
第4号議案				(注)3	
石川 英夫	32,129	278	0		可決(94.9%)
高橋 順子	29,072	3,335	0		可決(85.9%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。  
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上